

第12回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年5月27日(月) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階大会議室

出席 農業委員 出席 7名 欠席 2名
○1番 藤原 健祐 ○2番 田村 和弘
×3番 森田 有紀 ×4番 氏原 延
○5番 田村 公史 ○6番 澤村 重隆
○7番 横畠 悦子 ○8番 藤田 省三
○9番 北添 正男

農地利用最適化推進委員 出席 11名 欠席 2名
○田村 幸生 ○味元 健清 ×田村 営幸
○森 正彦 ○永田 和道 ○邑田 昌平
○中村 修 ○岡村 建介 ×山口 修二
○伊藤 洋章 ○田村 泰富 ○岩佐 誠志
○北添 秀紀

事務局 事務局長： 藤本 雅徳
係 長： 前田 紗歩 会計年度任用職員： 大原 彰子

日程 第1 開 会
第2 議事録署名委員選任
第3 報 告
第4 議 事
第1号議案 農地法第3条に関する件
第2号議案 農地法第4条に関する件
第3号議案 農地法第5条に関する件
第4号議案 非農地証明願に関する件
第5号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

第 6 号議案 農業者年金加入推進部長選定に関する件

第 7 号議案 令和 5 年度最適化活動の点検・評価(案)に関する件

第 5 そ の 他

第 6 閉 会

会長・・・・・・・・・・ 定刻となりましたので、これより第 12 回農業委員会定例総会を開催します。本日は 3 番森田有紀委員、4 番氏原 延委員、農地利用最適化推進委員の田村営幸委員、山口修二委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、6 番澤村重隆委員と、7 番横畠悦子委員を指名します。

つづきまして、日程第 3. 報告に移ります。事務局より報告を願います。

藤本局長・・・・・・・・・・ それでは、日程第 3. 報告事項につきまして、報告します。

報告事項 1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、1 日に令和 6 年度農業振興地域制度及び農地転用業務に係る担当者会が日高村役場において開催され、事務局から私、藤本が出席しました。こちらに関しましては、農振除外や農地転用に関する説明を県の担当者から受けました。

16 日には、認定農業者の再認定に関する面談が佐川町役場において開催され、事務局から前田係長が出席しました。こちらに関しましては、対象がニラ農家となっています。

20 日には、第 2 回佐川町農業関係機関連絡会議が高吾農業改良普及所において開催され、事務局から前田係長が出席しました。こちらに関しましては、関係機関の予定について話し合いました。また、会の終了後には続けて、担い手育成総合支援協議会の幹事会が開催され、認定農業者の更新に関する審議を行い、承認されました。なお、対象はニラ農家です。

27日が、本日の総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 使用貸借解約届2件について報告します。

1番が、貸し手が[]の[]さん。借り手が[]の[]さん。土地の所在が、[]番[]。地目が田で、面積が[]㎡の内[]㎡。解約事由が貸し手の要望のためで、合意年月日・引渡日とも令和6年5月7日です。

2番が、貸し手が[]の[]さん。借り手が[]の[]さん。土地の所在が[]番[]。地目が田で、面積が[]㎡。解約事由が借受人変更のためで、合意年月日・引渡日とも令和6年4月20日です。

つづきまして、報告事項3. 賃貸借解約届1件について報告します。

貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番[] 外1筆。地目が田で、合計面積が[]㎡。解約事由が借受人変更のためで、合意年月日・引渡日とも令和6年3月31日です。

つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書7件について報告します。なお、届出事由は全て相続となっています。

15番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番[] 外5筆。地目が畑で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和6年4月15日です。

16番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番[] 外15筆。地目が田が6筆と畑が10筆で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和6年4月17日です。

17番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番[]。地目が畑で、面積が[]㎡。届出日は、令和6年4月22日です。

18番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番[] 外1筆。

地目が田で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和6年4月23日です。

19番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]
[]番 外4筆。地目が田が1筆と畑が4筆で、合計面積が
[]㎡。届出日は、令和6年4月30日です。

20番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]
[]番 外11筆。地目が田が7筆と畑が5筆で、合計
面積が[]㎡。届出日は、令和6年5月7日です。

21番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]
[]番 外2筆。地目が田が2筆と畑が1筆で、合計面積が
[]㎡。届出日は、令和6年5月8日です。

つづきまして、報告事項5. 利用目的の変更届1件について報告しま
す。

届出人が、[]さん。土地の所在が、[]
[]番 外1筆。地目が田で、合計面積が[]㎡。届出日が令和
6年5月8日で、届出の目的は、樹園地にするため嵩上げをするとのこ
とです。

以上で報告を終わります。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

5番田村委員・・・・ 申請地は[]集落にあり、[]より南へ約200mのところにあ
ります。東と西側は町道で、北と南側は農地となっており、嵩上げ後は
樹園地にするとのこと。特に問題ありません。

会長・・・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

会長・・・・・・・・・・ 質疑等がないようなので、これで報告を終わります。

つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議案とします。
今回は委員に関係する案件がありますので、3回に分けて審議しま
す。

1回目が6～7番、2回目が8番のみ、3回目が9番から12番を審
議します。

それでは、事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・ それでは、第1号議案農地法第3条に関する件6番と7番について説明します。

6番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。土地の所在が、[]番 [] 外1筆。地目は田で、合計面積が[]㎡。申請の内容は、贈与による所有権移転です。

7番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。土地の所在が、[]番 [] 外4筆。地目は田が1筆と畑が4筆で、合計面積が[]㎡。申請の内容は、贈与による所有権移転で、行政書士の[]さんが代理人となっています。

以上です。

会長・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

森推進委員・・・・・・ 6番について報告します。申請地は[]集落内で、[]より東へ30m以内の所にあります。

譲受人はニラを栽培する専業農家で、許可要件をすべて満たしており、問題ありません。

永田推進委員・・・・・・ 7番について報告します。申請地は[]集落と[]集落にあり、[]から1km以内に点在します。

譲受人は主に野菜を栽培する兼業農家で、許可要件をすべて満たしており、問題ありません。

会長・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

会長・・・・・・ 質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案6番と7番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

会長・・・・・・ 賛成全員。よって、第1号議案6番と7番については申請のとおり決定しました。それでは、8番の審議に移る前に、議長を会長職務代理者である5番田村公史委員に議長を交代します。

5番田村委員・・・・・・ では、8番につきましては私が議長を務めさせていただきます。

8番の審議に移る前に、9番北添委員の退席を求めます。

5 番田村委員・・・ 9 番北添委員が退席しましたので、第 1 号議案 8 番について、審議に移ります。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・ それでは、第 1 号議案農地法第 3 条に関する件 8 番について説明します。

譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。土地の所在が、[]番[]。地目は田で、面積が[]
[]㎡。申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は 4 5 万円。反
当たりにすると、約 2 9 万 1 千円となります。

行政書士の[]さんが代理人となっています。
説明は以上です。

5 番田村委員・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

北添推進委員・・・・・・ 8 番について報告します。申請地は[]集落にあり、[]から
東へ約 2 5 0 m のところにあります。

譲受人は主に水稻を栽培する専業農家で、許可要件をすべて満たして
おり、問題ありません。

5 番田村委員・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

5 番田村委員・・・・・・ 質疑等がないので、お諮りします。第 1 号議案 8 番について、
申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

5 番田村委員・・・・・・ 賛成全員。よって、第 1 号議案 8 番については申請のとおり決定しまし
た。

それでは、9 番から 1 2 番の審議に移る前に、9 番北添委員の着席を
求めます。

5 番田村委員・・・・・・ 9 番北添委員が着席しましたので、議長を 9 番北添委員と交代しま
す。皆様のご協力ありがとうございました。

会長・・・・・・・・・・ それでは、ここから議長に復帰いたします。

つづきまして、第１号議案農地法第３条に関する件９番から１２番を議案とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第１号議案農地法第３条に関する件９番から１２番について説明します。なお、９番から１１番が行政書士の■■■■さん、１２番が行政書士の■■■■さんが代理人となっています。

９番は、譲渡人が■■■■さん。譲受人が■■■■さん。土地の所在が、■■■■番■■■■。地目は畑で、面積が■■■■㎡。申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は１万円。反当たりになると、約１４万７千円となります。

１０番は、譲渡人が■■■■さん。譲受人が■■■■さん。土地の所在が、■■■■番■■■■。地目は田で、面積が■■■■㎡。申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は１２０万円。反当たりになると、約９９万６千円となります。

１１番は、譲渡人が■■■■さん。譲受人が■■■■さん。土地の所在が、■■■■番■■■■。地目は田で、面積が■■■■㎡。申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は１２９万円。反当たりになると、約１０１万１千円となります。

１２番は、譲渡人が■■■■さん。譲受人が■■■■さん。土地の所在が、■■■■番■■■■。地目は田で、面積が■■■■㎡。申請の内容は、贈与による所有権移転です。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・・・・・ 確認委員である森田委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■集落で、■■■■から■■■■mの所にあります。現在は土を耕している状態で、許可後は水稻と植える予定です。譲受人は主に水稻やタマネギを栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世

帯での複数年の営農を計画しています。農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具等は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。

報告は以上です。

会長・・・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

会長・・・・・・・・・・ 質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案9番から12番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

会長・・・・・・・・・・ 賛成全員。よって、第1号議案9番から12番については申請のとおり決定しました。

つづきまして、第2号議案農地法第4条に関する件を議題とします。
事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、第2号議案農地法第4条に関する件2件について説明します。

1番は、申請人は[]さん。土地の所在が、[]番。地目が田で、面積が[]㎡の内[]㎡。転用目的は林業用作業道路の設置で、農地区分は第1種農地にも第3種農地にも当てはまらないことから、その他第2種農地と判断しました。[]さんが代理人となっています。

2番は、[]さんの相続人代表である、[]さん。
土地の所在が、[]番。地目が田で、面積が[]㎡の内[]㎡。

転用目的・農地区分・代理人については、1番と同じです。
説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

岡村推進委員・・・・・・・・ 1番と2番について、まとめて報告します。申請地は[]集落にあり、[]から西に約600mの所にあります。

周囲は川や山林などに囲まれており、転用しても問題ありません。

会長・・・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

会長・・・・・・・・・・ 質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

会長・・・・・・・・・・ 賛成全員。よって、第2号議案は申請のとおり決定しました。

つづきまして、第3号議案 農地法第5条に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、第3号議案 農地法第5条に関する件3件について説明します。なお、3件とも譲受人・転用目的・農地区分は同じですので、重複する部分は省略させていただきます。

1番は、譲渡人が■■■■■さん。譲受人が■■■■■さん。土地の所在が、■■■■■番。地目は田で、面積が■■■■■㎡。転用目的は林業用作業道路及び資材置場で、土地代は15,000円。反当たりになると、約11万7千円、坪あたりにすると約387円となります。農地区分は第1種農地にも第3種農地にも当てはまらないことから、その他第2種農地と判断しました。

2番は、譲渡人が■■■■■さんの相続人代表である、■■■■■さん。土地の所在が、■■■■■番 外1筆。地目は田で、合計面積が■■■■■㎡。土地代は45,000円。反当たりになると約16万円、坪あたりにすると約529円となります。

3番は、譲渡人が■■■■■さん。土地の所在が、■■■■■番。地目は田で、面積が■■■■■㎡。土地代は25,000円。反当たりになると約11万1千円、坪あたりにすると約368円となります。説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

岡村推進委員・・・ 1番から3番について、まとめて報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から西に約600mの所にあります。
周囲は川や山林などに囲まれており、転用しても問題ありません。

会長・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

会長・・・・・・・・ 質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案について、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長・・・・・・・・ 賛成全員。よって、第3号議案は許可相当という意見を県知事に送付することに決しました。

つづきまして、第4号議案非農地証明願に関する件を議題とします。
事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、第4号議案非農地証明願3件について説明します。

3番は、申請人が■■■■さん。土地の所在が、■■■■
■■■■番■■。地目が田で、面積が■■■■㎡。利用状況は、約70年以上前から耕作しておらず、現在に至るとのことです。

4番は、申請人が■■■■さんの相続人代表である、■■■■さん。土地の所在が、■■■■番■■。地目が畑で、面積が■■■■㎡。利用状況は、4年前から農地としては利用しておらず、2ヶ月前に石垣が崩れる恐れがあったため、ブロック壁をつき直す際に造成して現在に至るとのことです。■■■■さんが代理人となっています。

5番は、申請人が■■■■さん。土地の所在が、■■■■
■■番■■。地目が畑で、面積が■■■■㎡。利用状況は、40年以上前に耕作放棄し、雑木・竹等が生い茂った山林であるとのこと。■■■■さんが代理人となっています。
説明は以上です。

会長・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

6 番澤村委員・・・ 3 番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、申請のとおり 70 年以上前から耕作していません。

佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第 6 条第 3 号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。

つづきまして、4 番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、申請のとおり 4 年前から農地としては利用しておらず、現在は雑種地となっています。

佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第 6 条第 6 号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。

岡村推進委員・・・ 5 番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、申請のとおり 40 年以上前に耕作放棄し、現在は山林となっています。

佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第 6 条第 3 号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。

会長・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

会長・・・・・・・・ 質疑等がありませんので、お諮りします。第 4 号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

会長・・・・・・・・ 賛成全員。よって、第 4 号議案は申請のとおり決定しました。

つづきまして、第 5 号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。

今回は委員に関係する案件がありますので、2 回に分けて審議します。1 回目が 8 番のみ。2 回目が 9 番と 10 番を審議します。それでは、審議に移る前に、8 番藤田委員の退席を求めます。

8 番藤田委員が退席しましたので、第 5 号議案 8 番について、審議に移ります。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、第 5 号議案 佐川町農用地利用集積計画（5 月分）8 番につづきまして説明します。

貸し手が■■■■さん。借り手が■■■■さん。土地の所在が、■■■■番■■■■外 1 筆。現況地目は田で、合計面積が

■■■■■㎡。賃貸借権の新規設定で、借り賃は全体で田役費2,500円と玄米30kg。反当たりになると3,948円となります。作付け予定は水稻で、設定期間が令和6年6月1日から令和16年10月31日までの10年5ヶ月間です。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

岩佐推進委員・・・・・・ 8番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から南へ約200m以内の所にあります。

譲受人は水稻、ショウガ、梨を栽培する専業農家で、許可要件をすべて満たしており、問題ありません。

会長・・・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

会長・・・・・・・・・・ 質疑等がありませんので、お諮りします。第5号議案8番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長・・・・・・・・・・ 賛成全員。よって、第5号議案8番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

それでは、9番と10番の審議に移る前に、8番藤田委員の着席を求めます。

藤田委員が着席しましたので、第5号議案9番と10番について、審議に移ります。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第5号議案 佐川町農用地利用集積計画（5月分）9番と10番について説明します。

9番は、貸し手が■■■■■さん。借り手が■■■■■さん。土地の所在が、■■■■■番。現況地目は田で、面積が■■■■■㎡。賃貸借権の再設定■■■■■で、借り賃は反当たり5千円。作付け予定は水稻で、設定期間が令和6年6月1日から令和9年5月31日までの3年間です。

10番は、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。賃貸借権の新規設定で、借り賃は玄米30kg。反当たりになると4,446円となります。作付予定は水稻で、設定期間が令和6年6月1日から令和11年12月31日までの5年7ヶ月間です。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

中村推進委員・・・・・・ 9番について報告します。申請地は[]集落にあり、[]から東に約250mの所にあります。

借受人は水稻を栽培する専業農家で、一般要件を全て満たしており、問題ありません。

6番澤村委員・・・・・・ 10番について報告します。申請地は[]集落にあり、[]から南に約80mの所にあります。

借受人は水稻を栽培する専業農家で、一般要件を全て満たしており、問題ありません。

会長・・・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

会長・・・・・・・・・・ 質疑等がありませんので、お諮りします。第5号議案9番と10番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長・・・・・・・・・・ 賛成全員。よって、第5号議案9番と10番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第6号議案農業者年金加入推進部長の選定に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

藤本局長・・・・・・・・・・ 第6号議案につきまして、5月15日に農業会議より推進部長の選定し、25日までに報告するよう依頼がありました。平成27年度から令

和５年度までの推進部長は議案書に記載しているとおります。昨年度は田村委員がやってくれましたが、今年度の推進部長につきまして皆様で選定していただけたらと思い、議案とさせていただきますので、よろしくお願いします。

会長・・・・・・・・・・事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。

会長・・・・・・・・・・質疑等がありませんので、お諮りします。第６号議案について、推進部長を５番、田村公史委員に決定することに賛成の方は挙手を願います。

会長・・・・・・・・・・賛成全員。よって、第６号議案は推進部長を５番、田村公史委員に決定しました。

つづきまして、第７号議案令和５年度の最適化活動の点検・評価（案）に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

藤本局長・・・・・・・・・・第７号議案につきましては、お手元にお配りの資料をご覧ください。昨年の提出物を参考に作成しましたので、皆さんにご確認いただいて、問題がなければ農業会議へ提出し、農業会議の了解をもらえれば県へ提出し、町のホームページでも公表することになります。

公表項目にはありませんが、担い手への集積率の外に、遊休農地の解消率と、新規参入者などへの貸付に対する、農地所有者から同意を得た面積率の３点についても、各自の点検・評価と共に、農業委員会としての点検・評価もあります。現在、この評価項目の中の、担い手への集積率に関して集計作業をまだ行っているところです。

点検・評価に際しては、各委員さんの担当地区ごとに、認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手への集積率を算定し、目標値に対する実績値に対して評価する方向で考えていますが、それでよろしいでしょうか？問題なければ、その方向で点検・評価を行いますので、皆様のご意見をお聞かせください。

会長・・・・・・・・・・事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。

会長・・・・・・・・・・ 質疑等がありませんので、お諮りします。第7号議案について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

会長・・・・・・・・・・ 賛成全員。よって、第7号議案は提案のとおり決定しました。
その他、何かありますか。

藤本局長・・・・・・・・ 私の方から、その他について2点ほどお話しさせていただきます。
まず1点目は地域計画に向けた「令和6年度農地利用に関する意向調査」の発送についてです。
こちらに関しましては、5月7日付けて1610人の方へ発送いたしましたのでお知らせいたします。
つづきまして、2点目は令和6年度田畑売買価格についてです。こちらに関しましては、今日皆様のご意見をお伺いしたいと思います。こちらの調査につきましては、全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業政策の立案推進の基礎資料とするために毎年行われています。調査する売買価格は、実際に取引された売買価格そのものではなく、調査時点の5月1日現在で各地区において売り手・買い手双方が妥当とみて実際に取引されるであろう、収量水準や生産条件が標準的な田・畑の価格となります。令和5年度に報告した固定資産税の評価額と売買価格を記載していますが、今年度としての価格としてはどうでしょうか？

会長・・・・・・・・・・ それでは各地区ごとに委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。
まずは佐川地区の田と畑の価格はどうでしょうか？

1番藤原委員・・・・ 今は佐川地区でも田は100万もいかないだろう。

田村幸生推進委員・ 100万はいかないと思う。

田村宮幸推進委員・ 70万くらいではないか。

1番藤原委員・・・・ それくらいだと思う。

会長・・・・・・・・・・ それでは佐川地区の田は70万でいいですか？

佐川地区の委員・・・ 異議なし。

会長・・・・・・・・・・ それでは佐川地区の田は70万とします。畑はどうですか？

1番藤原委員・・・ 畑は佐川町全体で田ほど高くない。

田村幸生推進委員・・・ 本当に畑は安い。

味元推進委員・・・ 30万よりは安くしていいと思う。

会長・・・・・・・・・・ それでは佐川町全域の畑は20万くらいでいいですか？

全委員・・・・・・・・・・ 異議なし。

会長・・・・・・・・・・ それでは、佐川町全域の畑は全て20万円とします。次は斗賀野地区の田ですが、きんがくはどれくらいですか？

5番田村委員・・・ 去年より下がっている。

森推進委員・・・ 圃場整備地でも60万くらいではないか。それ以外は、その半額くらいでいいと思う。

2番田村委員・・・ それくらいでいいと思う。

会長・・・・・・・・・・ それでは、斗賀野地区の田は、圃場整備地で60万円。それ以外では30万円でいいですか。

斗賀野地区の委員・・・ 異議なし

会長・・・・・・・・・・ それでは、斗賀野地区の田は、圃場整備地で60万円。それ以外では30万円とします。次は、尾川地区の田はどうですか？

6 番澤村委員・・・ 去年の金額はやけに高く思う。尾川は圃場整備地もそれ以外も 30 万くらいではないか。

岡村推進委員・・・ それくらいではないか。

会長・・・・・・・・ それでは、尾川地区の田は両方とも 30 万でいいですか？

尾川地区の委員・・・ 異議なし。

会長・・・・・・・・ それでは尾川地区の田は両方とも 30 万円とします。次は黒岩地区の田はどうですか？

伊藤推進委員・・・ 尾川が 30 万なら、黒岩もそれくらいではないか。

岩佐推進委員・・・ 30 万くらいが妥当だと思う。

会長・・・・・・・・ それでは、黒岩地区の田は両方とも 30 万でいいですか？

黒岩地区の委員・・・ 異議なし。

会長・・・・・・・・ それでは黒岩地区の田は、両方とも 30 万円とします。次は加茂地区ですが、去年は両方とも 100 万としていましたが、今はもっと下がっているの、圃場整備地は半分くらいでいいと思う。

北添推進委員・・・ 圃場整備地以外も 30 万でいいと思う。

会長・・・・・・・・ それでは加茂は圃場整備地が 50 万円、それ以外は 30 万円とします。

その他、特にないようなので、これで第 12 回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。

次の定例総会は、6 月 24 日 月曜日 午後 1 時半から、佐川町役場 2 階大会議室で行いますのでご注意ください。

